

根拠法令

- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 3 項、第 19 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 3 項、第 19 条の 3 第 1 項、第 19 条の 11、第 19 条の 12 第 2 項並びに第 21 条の 5
- 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 4 条第 1 項
- 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 22 条第 1 項第 2 号ロ

注）児童福祉法、児童福祉法施行令については、民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）による改正後の条項を記載している。